

生駒市条例第30号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例  
第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」  
に改める。

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正す  
る。

第15条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.  
5」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成1  
9年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100  
分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を  
次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「1

00分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。